相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡津幡町字北中条一号一一番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　橋羽有規人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

石川県石川郡野々市町本町四丁目一六番三一号、事務所石川県石川郡野々市町本町四丁目一七番一〇号　司法書士米川敏夫事務所

相続財産管理人　米川　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市上之保一六〇一二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　河合　寔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

岐阜市美園町二丁目一〇番地オーエムミソノ三階

相続財産管理人　平野　博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市北区都田町二八〇五番地、最後の住所浜松市北区豊岡町二一番地の四

被相続人　亡　鳥居　英行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地　MYビル四階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木右子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市西区舞阪町舞阪一七四番地、最後の住所浜松市西区舞阪町舞阪一八三番地の二

被相続人　亡　遠藤　てる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

事務所浜松市南区瓜内町一〇三番地の一九

相続財産管理人　小木　一一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市泉町三番、最後の住所静岡県沼津市高沢町一番二〇号　メゾン沼津高沢六〇六号

被相続人　亡　鎌倉　宏二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

静岡県沼津市御幸町二五番三三号Mビル一階　はまゆう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市清荒神三丁目一三七番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷八丁目二番六―三〇五号

被相続人　亡　石崎　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

愛知県豊橋市前田南町一丁目九番地二六エヌ・フラット二階

相続財産管理人　西村　万紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市桑下一三一二番地、最後の住所岡山県津山市小田中一〇七一番地

被相続人　亡　水島　露子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

岡山県津山市山北六九六番地二

相続財産管理人　政広　雄造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市甲田町上甲立一一六五番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岡田ハツヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

広島県安芸高田市甲田町上甲立八三九番地一

相続財産管理人　井上　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市八千代町佐々井一三九一番地二、最後の住所広島市安佐北区白木町大字井原一二四四番地

被相続人　亡　香川ユリコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

広島県安芸高田市甲田町上甲立八三九番地一、事務所広島県安芸高田市吉田町吉田九八二番地

相続財産管理人　井上　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水市荘一七三六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田島　年伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

事務所鹿児島県出水市高尾野町大久保一七五番地二

相続財産管理人　湯田　好江

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　アエルコーポレーション株式会社　アエルコーポレーション株式会社　東京都中央区銀座二丁目七番一七号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年十月二十六日

東京都中央区銀座二丁目七番一七号

アエルコーポレーション株式会社

代表取締役　舘﨑　直史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

株主総会の承認決議は平成二十一年九月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。

（乙）左記のとおりです。

平成二十一年十月二十六日

札幌市厚別区厚別町山本一〇六三―一〇七六

（甲）三和機工株式会社

代表取締役　工藤　康有

札幌市厚別区厚別町山本一〇六三―一〇七六

（乙）有限会社札幌共栄

取締役　工藤　康有

第 31 期 決 算 公 告

平成 21 年 10 月 26 日

札幌市厚別区厚別町山本1063―1076

三和機工株式会社

代表取締役　工藤　康有

貸借対照表の要旨

（平成20年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	90,547
	固定資産	50,632
	合計	**141,179**
負債及び純資産の部	流動負債	113,793
	固定負債	14,632
	株主資本	12,754
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,754
	その他利益剰余金	2,754
	（うち当期純利益）	(150)
	合計	**141,179**